

明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例\(平成29年条例第59号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保管の届出)

第2条 [条例第7条第1項](#)の規定による届出(以下「保管の届出」という。)は、市長が別に定める産業廃棄物保管届に、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 保管の届出をしようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- (2) 保管の届出に係る土地及びその周辺の位置を示す地図
- (3) 保管の届出に係る土地の登記事項証明書
- (4) 保管の届出をしようとする者が当該保管の届出に係る土地の所有権を有しない場合にあつては、賃借権その他の当該土地を使用する権利を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物の配置図及び断面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

2 [条例第7条第2項第6号](#)に規定する規則で定める場合は、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の内部で産業廃棄物を保管する場合であつて、産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の地域の生活環境の保全及び市民の生活の安全の確保のための措置が講じられていると市長が認めるときとする。

(保管の変更の届出)

第3条 [条例第8条第1項](#)の規定による届出は、市長が別に定める産業廃棄物保管変更届に、前条第1項各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るものを添付して行わなければならない。

2 [条例第8条第2項](#)の規定による届出は、市長が別に定める産業廃棄物保管者氏名等変更届に、変更の内容を証する書類を添付して行わなければならない。

(保管の廃止の届出)

第4条 [条例第9条](#)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した市長が別に定める産業廃棄物保管廃止届により行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 保管の届出に係る土地の所在地
- (3) 産業廃棄物の保管を廃止した年月日
- (4) 廃止の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(運搬管理票)

第5条 運搬管理票の交付に当たっては、運搬する産業廃棄物の種類及び数量が、運搬管理票に記載された事項と相違がないことを確認しなければならない。

2 運搬管理票の様式は、市長が別に定める。

3 [条例第10条第1項第4号](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬管理票を交付する年月日
- (2) 運搬管理票を交付する者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 産業廃棄物の運搬に使用する車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 保管の届出に係る土地の所在地

(搬入搬出管理簿)

第6条 搬入搬出管理簿には、産業廃棄物の搬入又は搬出のつど、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入又は搬出を行った日時
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量又は搬出量
- (3) 産業廃棄物の搬入後又は搬出後の産業廃棄物の種類ごとの保管量

(4) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場等(当該事業場等以外の場所から搬入された場合にあつては、搬入前の事業場等)の名称及び所在地

(5) 搬出に係る産業廃棄物の搬出先である事業場等の名称及び所在地

2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、当該閉鎖した年度の翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(命令書の記載事項)

第7条 条例第13条第2項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 講ずべき支障の除去等の措置の内容

(2) 命令の年月日及び履行期限

(3) 命令を行う理由

(事故時の報告)

第8条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保管者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 事故の発生場所

(3) 事故発生日時

(4) 事故の発生原因、周辺地域の生活環境への影響の有無その他事故の状況

(5) 応急措置の内容

(6) 保管している産業廃棄物の種類

(7) 産業廃棄物の保管の状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(建設資材廃棄物の引渡完了報告)

第9条 条例第17条第1項の規定による報告は、市長が別に定める建設資材廃棄物引渡完了報告書に、当該建設資材廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第3項に規定する産業廃棄物管理票の写し又は同法第12条の5第4項の規定による通知を紙に出力したもののいずれかを添付して行わなければならない。

2 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 解体工事の名称及び場所

(2) 解体した建築物等の構造

(3) 建築物の解体工事にあつては、当該解体工事に係る部分の床面積

(4) 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者による解体工事にあつては、当該解体工事の請負代金

(5) 建設資材廃棄物の処理費用

(6) 建設資材廃棄物の引渡し完了した年月日

(7) 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場等の名称及び所在地並びに引渡量

(公表)

第10条 条例第21条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 命令等に係る産業廃棄物の保管の概要

(2) 命令等を行った理由

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。